

2025 年 2 月

定型約款の一部改正について

2025 年 3 月 1 日および 2025 年 4 月 1 日付で以下の定型約款を一部改正いたします。
改正内容の詳細につきましては、改正箇所にかかる新旧対照表をご参照ください。

改正する定型約款

【2025 年 3 月 1 日改正】

- ・ カード規定
- ・ IC カード規定
- ・ 法人用 IC カード規定
- ・ JA カード（一体型）規定

【2025 年 4 月 1 日改正】

- ・ 当座勘定規定
- ・ 普通貯金規定
- ・ 総合口座取引規定
- ・ 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ・ 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

Page	改正後	現行	備考	差異
新:1 旧:1	カード規定	カード規定		
新:1 旧:1	<u>1</u> カードの利用	<u>1.</u> (カードの利用)		変更
新:1 旧:1	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）について発行した <u>JA</u> キャッシュカードおよび <u>JA</u> カードローンについて発行した <u>JA</u> ローンカード（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）は、 <u>同一名義で当会に開設された全ての</u> 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）について発行した <u>JA</u> キャッシュカード、 <u>貯蓄貯金について発行したキャッシュカード</u> および <u>JA</u> カードローンについて発行した <u>JA</u> ローンカード（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）は、 <u>それぞれ当該</u> 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードを用いて「本人認証」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当会とカードローン取引約定のある場合に限ります。	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当会とカードローン取引約定のある場合に限ります。		
新:1 旧:1	① 当会、当会が提携した他の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。） <u>もしくは</u> 当会がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、 <u>または当会もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、</u> カードローンの貸越の返済、普通貯金（以下、「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	① 当会、当会が提携した他の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。） <u>および</u> 当会がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用してカードローンの貸越の返済、普通貯金、 <u>営農貯金または貯蓄貯金</u> （以下、 <u>これらを</u> 「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「預入れ」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	② 当会 <u>もしくは</u> 当会がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、 <u>または当会もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、</u> カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	② 当会 <u>および</u> 当会がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	③ 当会 <u>もしくは一部の</u> 提携組合および当会が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合	③ 当会、 <u>一部の</u> 提携組合および当会が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替 <u>え</u> により払戻し、振込の依頼をする場合		変更
新:1 旧:1	④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当会の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替により払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替により払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合	④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当会の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替 <u>え</u> により払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替 <u>え</u> により払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合		変更
新:2 旧:1	⑤ 当会 <u>もしくは</u> 提携組合の <u>店舗に設置しているタブレットを使用して、貯金の残高や届出情報を表示する場合もしくは振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等</u> を行う場合	⑤ 当会 <u>および</u> 提携組合の <u>窓口で入金および払戻し</u> を行う場合	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「残高表示」、「届出情報表示」、「振込」、「届出事項の変更」、「口座振替等」を行う対応	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
			を追記。	
新:2	⑥ 当会もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、貯金の残高を表示する場合		貯金機、支払機もしくは振込機等にて、キャッシュカードを用いて「残高表示」を行う対応を追記。	追加
新:2 旧:2	⑦ その他当会所定の取引をする場合	⑥ その他当会所定の取引をする場合	項番の変更	変更
新:2 旧:2	2 入金	2. (貯金機による入金)		変更
新:2 旧:2	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に したが って、貯金機にカード、または通帳（当会および県内の提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に 従 って、貯金機にカード、または通帳（当会および県内の提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	同上	変更
新:2 旧:2	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当会および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、 1 回あたりの入金は、当会および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当会および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、 1 回あたりの入金は、当会および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	同上	変更
新:2	(3) ピンパッドを用いて窓口で入金する際は、当会所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、入金にあたっての限度額については、前項に定めるとおりとします。		「ピンパッド」用いて、窓口入金する手順を追記。	追加
新:2	(4) 当会または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「入金」を行う対応を追記。	追加
新:2 旧:2	3 払戻し	3. (支払機による払戻し)	支払機と窓口の払戻しについて合わせて記載するため、タイトルを変更。	変更
新:2 旧:2	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に したが って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に 従 って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。		変更
新:2 旧:2	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または出金提携先所定の金額単位とし、 1 回あたりの払戻しは、当会または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、 1 日あたりの払戻しは当会所定のコレの範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または出金提携先所定の金額単位とし、 1 回あたりの払戻しは、当会または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、 1 日あたりの払戻しは当会所定のコレの範囲内とします。	同上	変更
新:2 旧:2	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 5 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 6 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	自動機利用手数料金額等を記載した箇所の項番の変更にともない変更。	変更
旧:2		4. (カードによる窓口での入金および払戻し)	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
旧:2		(1) カードによる窓口での入金の際は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。	「2 入金」に記載内容を統合したため削除。	削除
新:2 旧:2	(4) ピンパッドを用いて窓口で払戻しをする際には、当会所定の払戻請求書に届出の氏名、金額 を記入のうえ、カードとともに提出してください。 なお、払戻し	(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当会所定の払戻請求書に金額および届出の氏名 を記入のうえ、カードとともに提出してください。	「3 払戻し」に記載内容を統合のうえ、	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	にあたっての限度額については、前2項に定めるとおりとします。		「ピンパッド」を窓口で利用する手順を追記。	
新:2	(5) 当会または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	追加
旧:2		なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
旧:2		(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
旧:2		(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
新:3 旧:2	4 振込機による振込	5.（振込機による振込）		変更
新:3 旧:2	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に したが って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替 え により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に 従 って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。		変更
新:3 旧:3	5 自動機利用手数料等	6.（自動機利用手数料等）		変更
新:3 旧:3	6 代理人による預入れ・払戻しおよび振込	7.（代理人による預入れ・払戻しおよび振込）		変更
新:3 旧:3	(1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか 1 名に限ります。）による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当会は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。	(1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか 1 名に限ります。）による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当会は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。		変更
新:3 旧:3	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。 ただし、代理人カードでカードローンの貸越を行うことはできません。	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。		追加
新:3 旧:3	7 貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い	8.（貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）		変更
新:3 旧:3	(3) 前2項による入金 は第2条3項および4項、払戻しは第3条4項および5項 によるものとします。	(3) 前 2 項による入金 および払戻しを行う場合には、第4条 によるものとします。	参照箇所の変更にもなう変更。	変更
新:3 旧:3	(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。	(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 2 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。		変更
新:4 旧:4	8 カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	9.（カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入）		変更
旧:4	9 本人確認	10.（カード・暗証の管理等）	「9 本人確認」と「10 カード・暗証番号の管理等」に分離。	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:4 旧:4	(1) 当会は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当会が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。	(1) 当会は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当会が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。 <u>当会の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u>	「9 本人確認」に (2) ～(4)の追記に ともない、変更。	<u>変更</u>
新:4	<u>(2) カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当会または提携組合所定の操作手順にしたがって、当会または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて暗証番号を入力し、「本人認証」を行う対応を追記。	<u>追加</u>
新:4	<u>(3) 当会または提携組合は、前項によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。</u>		同上	<u>追加</u>
新:4	<u>(4) 当会または提携組合所定の場合には、前2項に加え、本人確認書類の提示等当会所定の手続を行うことがあります。</u>		同上	<u>追加</u>
新:4	<u>10 カード・暗証の管理等</u>		「10. (カード・暗証の管理等)」から分離。	<u>追加</u>
新:4 旧:4	<u>(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当会に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。</u>	<u>(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当会に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。</u>	項番の変更	<u>変更</u>
新:4	<u>(2) 当会または提携組合が、第9条の本人確認手続を行っただうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当会が貯金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。ただし、第11条および第12条に定める場合にはこの限りではありません。</u>		「キャッシュカード+暗証番号」の一致を持って取引を行った場合、カードまたは暗証について事故があっても金融機関は免責となることを追記。	<u>追加</u>
新:4 旧:4	11 偽造カード等による払戻し等	11. <u>(偽造カード等による払戻し等)</u>		<u>変更</u>
新:5 旧:4	12 盗難カードによる払戻し等	12. <u>(盗難カードによる払戻し等)</u>		<u>変更</u>
新:5 旧:5	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。		
新:5 旧:5	ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当会が証明した場合には、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。	ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当会が証明した場合には、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。		<u>変更</u>
新:5 旧:5	(3) 前2項の規定は、1項にかかる当会への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。		<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:5 旧:5	(4) 前2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てん責任を負いません。	(4) 第2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てん責任を負いません。		変更
新:5 旧:5	① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合	① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合		
新:5 旧:5	A 本人に重大な過失があることを当会が証明した場合 B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合 C 本人が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合	A 本人に重大な過失があることを当会が証明した場合 B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合 C 本人が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合		変更
新:5 旧:5	13 カードの紛失、届出事項の変更等	13. （カードの紛失、届出事項の変更等）		変更
新:5 旧:5	(1) カードを紛失した場合、または氏名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当会所定の方法により当会に届出てください。この届出前に生じた損害については、当会は責任を負いません。	(1) カードを紛失した場合、または氏名、代理人、 暗証 その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当会所定の方法により当会に届出てください。この届出前に生じた損害については、当会は責任を負いません。		削除
新:6 旧:5	(2) 暗証については、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。） およびタブレット等 により 変更す ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機 およびタブレット等 の画面表示等の操作手順に したが って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	(2) 前項の暗証の変更 については、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。）により 届出 ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に 従 って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードの「暗証番号の変更」を行う対応を追記。	変更
新:6 旧:6	14 カードの再発行等	14. （カードの再発行等）		変更
新:6 旧:6	15 貯金機、支払機、振込機への誤入力等	15. （貯金機、支払機、振込機への誤入力等）		変更
新:6 旧:6	16 解約、カードの利用停止等	16. （解約、カードの利用停止等）		変更
新:6 旧:6	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、カードローン取引が終了した場合（ただし、 JA ローンカード（キャッシュカード）に限る。）、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、カードの磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、カードローン取引が終了した場合（ただし、 JA ローンカード（キャッシュカード）に限る。）、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。） または貯蓄貯金規定 により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、カードの磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。		変更
新:7 旧:6	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受け、当会が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第17条に定める規定に違反した場合 ② 普通貯金規定、総合口座取引規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受け、当会が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第17条に定める規定に違反した場合 ② 普通貯金規定、総合口座取引規定 または貯蓄貯金規定 により貯金口座の貯金取引が停止された場合		変更
新:7 旧:7	17 譲渡、質入れ等の禁止	17. （譲渡、質入れ等の禁止）		変更
新:7 旧:7	18 規定の適用	18. （規定の適用）		変更
新:7 旧:7	(1) この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定、総合口座取引規定、ならびに JA カードローン取引約定書、 JA カードローン利用規定（ただし、当会と JA カードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。	(1) この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定、総合口座取引規定 または貯蓄貯金規定 、ならびに JA カードローン（ およびJAミニカードローン ）取引約定書、 JA カードローン（ およびJAミニカードローン ）利用規定（ただし、当会と JA カードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。	同上	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:7 旧:7	以 上	以 上		
新:7 旧:7	(2025 年 3 月1日現在)	(2020 年 4 月 1 日現在)		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:1 旧:1	ICカード規定	I Cカード規定		
新:1 旧:1	1 カードの利用	1. (カードの利用)		変更
新:1 旧:1	(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）および JA カードローン（キャッシュカード）について発行した IC チップを搭載した IC キャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、 同一名義で当会に開設された全ての 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、および J A カードローン（キャッシュカード）について発行した I C チップを搭載した I C キャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、 それぞれ当該 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードを用いて「本人認証」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当会とカードローン取引約定のある場合に限ります。	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当会とカードローン取引約定のある場合に限ります。		
新:1 旧:1	① 当会、当会が提携した他の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。） もしくは 当会がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、 または当会もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、 カードローンの貸越の返済、普通貯金（以下、「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	① 当会、当会が提携した他の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。） および 当会がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用してカードローンの貸越の返済、普通貯金、 営農貯金または貯蓄貯金 （以下、 これらを 「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「預入れ」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	② 当会 もしくは 当会がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、 または当会もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、 カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	② 当会 および 当会がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	③ 当会、一部の提携組合および当会が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合	③ 当会、一部の提携組合および当会が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替 え により払戻し、振込の依頼をする場合		変更
新:1 旧:1	④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当会の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替により払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替により払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合	④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当会の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替 え により払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替 え により払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合		変更
新:2 旧:1	⑤ 当会 もしくは 提携組合の 店舗に設置しているタブレットを使用して、貯金の残高や届出情報を表示する場合もしくは振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等 を行う場合	⑤ 当会 および 提携組合の 窓口で入金および払戻し を行う場合	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「残高表示」、「届出情報表示」、「振込」、「届出事項の変更」、「口座振替等」を行う対応を追記。	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:2	⑥ 当会もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、貯金の残高を表示する場合		貯金機、支払機もしくは振込機等にて、キャッシュカードを用いて「残高表示」を行う対応を追記。	追加
新:2 旧:1	⑦ その他当会所定の取引をする場合	⑥ その他当会所定の取引をする場合	項番の変更	変更
新:2 旧:2	2 入金	2. (貯金機による入金)		変更
新:2 旧:2	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に した が って、貯金機にカードまたは通帳（当会および県内の提携組合に限りま す。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に 従 っ て、貯金機にカードまたは通帳（当会および県内の提携組合に限りま す。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。		変更
新:2 旧:2	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当会および入金提携先所定の種類の 紙幣および硬貨に限りま す。また、 1 回あたりの入金は、当会および入金提携先 所定の枚数による金額の範囲内としま す。	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当会および入金提携先所定の種類の 紙幣および硬貨に限りま す。また、 1 回あたりの入金は、当会および入金提携先 所定の枚数による金額の範囲内としま す。		変更
新:2 旧:2	(3) ピンパッドを用いて窓口で入金する際は、当会所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、入金にあたっての限度額については、前項に定めるとおりとします。		「ピンパッド」用い て、窓口入金する手 順を追記。	追加
新:2	(4) 当会または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。		店頭に設置された営 業店システムのタブ レット等にて、キャ ッシュカードを用い て「入金」を行う対 応を追記。	追加
新:2 旧:2	3 払戻し	3. (支払機による払戻し)	支払機と窓口の払戻 しについて合わせて 記載するため、タイ トルを変更。	変更
新:2 旧:2	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に し た が って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確 に してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありませ ん。	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に 従 って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。		変更
新:2 旧:2	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または出金提携先所定の金額 単位とし、 1 回あたりの払戻しは、当会または出金提携先所定の金額の範囲内と します。なお、 1 日あたりの払戻しは当会所定の金額の範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または出金提携先所定の金額 単位とし、 1 回あたりの払戻しは、当会または出金提携先所定の金額の範囲内と します。なお、 1 日あたりの払戻しは当会所定の金額の範囲内とします。		変更
新:2 旧:2	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 5 条第 1 項に規定する 自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、 その払戻しはできません。	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 6 条第 1 項に規定す る自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、 その払戻しはできません。	自動機利用手数料金 額等を記載した箇所 の項番の変更にとも ない変更。	変更
旧:2		4. (カードによる窓口での入金および払戻し)	「2 入金」および 「3 払戻し」に記載 内容を統合したため 削除。	削除
旧:2		(1) カードによる窓口での入金の際は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。	「2 入金」に記載内 容を統合したため削 除。	削除
新:2 旧:2	(4) ピンパッドを用いて窓口で払戻しをする際には、当会所定の払戻請求書に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、払戻しにあたっての限度額については、前2項に定めるとおりとします。	(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当会所定の払戻請求書に金額および届出の氏名 を記入のうえ、カードとともに提出してください。	「3 払戻し」に記載 内容を統合のうえ、 「ピンパッド」を窓 口で利用する手順を	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
			追記。	
新:2	<u>(5) 当会または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	<u>追加</u>
旧:2		<u>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</u>	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	<u>削除</u>
旧:2		<u>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</u>	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	<u>削除</u>
旧:2		<u>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</u>	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	<u>削除</u>
新:3 旧:2	<u>4</u> 振込機による振込	<u>5. (振込機による振込)</u>		<u>変更</u>
新:3 旧:2	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替 <u>え</u> により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。		<u>変更</u>
新:3 旧:2	<u>5</u> 自動機利用手数料等	<u>6. (自動機利用手数料等)</u>		<u>変更</u>
新:3 旧:2	<u>6</u> 代理人による預入れ・払戻しおよび振込	<u>7. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込)</u>		<u>変更</u>
新:3 旧:2	(1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか <u>1</u> 名に限ります。）による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当会は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。	(1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか <u>1</u> 名に限ります。）による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当会は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。		<u>変更</u>
新:3 旧:3	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。 <u>ただし、代理人カードでカードローンの貸越を行うことはできません。</u>	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。		<u>追加</u>
新:3 旧:2	<u>7</u> 貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い	<u>8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u>		<u>変更</u>
新:3 旧:2	(3) 前 <u>2</u> 項による入金 <u>は第2条3項および4項、払戻しは第3条4項および5項</u> によるものとします。	(3) 前 <u>2</u> 項による入金 <u>および払戻しを行う場合には、第4条</u> によるものとします。	参照箇所の変更にもなう変更。	<u>変更</u>
新:3 旧:2	(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 <u>2</u> 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。	(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 <u>2</u> 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。	同上	<u>変更</u>
新:5 旧:3	<u>8</u> カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	<u>9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)</u>		<u>変更</u>
新:5 旧:3	カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額 <u>および</u> 振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当会および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使された場合または当会および全国の提携組合の窓口提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。	カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、 <u>振込手数料金額</u> の通帳記入は、通帳が当会および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使された場合または当会および全国の提携組合の窓口提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。		<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:5	9 本人確認		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて暗証番号を入力し、「本人認証」を行う対応を追記。	追加
新:5	(1) 当会は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当会が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。		同上	追加
新:5	(2) カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当会または提携組合所定の操作手順にしたがって、当会または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。		同上	追加
新:5	(3) 当会または提携組合は、前項によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。		同上	追加
新:5	(4) 当会または提携組合所定の場合には、前2項に加え、本人確認書類の提示等当会所定の手続を行うことがあります。		同上	追加
新:5 旧:4	10 カード・暗証の管理等	10. (カード・暗証の管理等)		変更
旧:4		(1) 当会は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当会が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当会の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。	「9 本人確認」の追記にともない、削除。	削除
新:5 旧:4	(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当会に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当会に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	項番の変更	変更
新:5	(2) 当会または提携組合が、第9条の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当会が預金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。ただし、第11条および第12条に定める場合にはこの限りではありません。		「キャッシュカード+暗証番号」の一致を持って取引を行った場合、カードまたは暗証について事故があっても金融機関は免責となることを追記。	追加
新:5 旧:4	11 偽造カード等による払戻し等	11. (偽造カード等による払戻し等)		変更
新:6 旧:4	12 盗難カードによる払戻し等	12. (盗難カードによる払戻し等)		変更
新:6 旧:4	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。		
新:6	ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、	ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:5	かつ、本人に過失があることを当会が証明した場合には、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。	かつ、本人に過失があることを当会が証明した場合には、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。		
新:6 旧:5	(3) 前2項の規定は、1項にかかる当会への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。		変更
新:6 旧:5	(4) 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てん責任を負いません。	(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てん責任を負いません。		変更
新:6 旧:5	13 カードの紛失、届出事項の変更等	13. (カードの紛失、届出事項の変更等)		変更
新:6 旧:5	(1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当会所定の方法により当会に届出てください。この届出前に生じた損害については、当会は責任を負いません。	(1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当会所定の方法により当会に届出てください。この届出前に生じた損害については、当会は責任を負いません。		削除
新:7 旧:5	(2) 暗証については、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。）およびタブレット等により変更することができます。この場合、貯金機、支払機、振込機およびタブレット等の画面表示等の操作手順にしたがって貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。）により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に従って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードの「暗証番号の変更」を行う対応を追記。	変更
新:7 旧:5	14 カードの再発行等	14. (カードの再発行等)		変更
新:7 旧:5	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカードIC損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカードIC損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。		変更
新:7 旧:6	15 貯金機、支払機、振込機への誤入力等	15. (貯金機、支払機、振込機への誤入力等)		変更
新:7 旧:6	16 解約、カードの利用停止等	16. (解約、カードの利用停止等)		変更
新:7 旧:6	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合（ただし、JAローンカード（キャッシュカード）に限る。）、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、カードのIC部分を切断のうえ破棄してください。	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合（ただし、JAローンカード（キャッシュカード）に限る。）、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）、営農貯金または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、カードのIC部分を切断のうえ破棄してください。		変更
新:7 旧:6	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受け、当会が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第17条に定める規定に違反した場合 ② 普通貯金規定、総合口座取引規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受け、当会が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第17条に定める規定に違反した場合 ② 普通貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合		変更
新:8 旧:6	17 譲渡、質入れ等の禁止	17. (譲渡、質入れ等の禁止)		変更
新:8 旧:6	18 規定の適用	18. (規定の適用)		変更
新:8 旧:6	(1) この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定、総合口座取引規定、ならびにJAカードローン取引約定書、JAカードローン利用規定（た	(1) この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金規定、ならびにJAカードローン（およびJA		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	し、当会とJAカードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。	<u>ミニカードローン</u> 取引約定書、 <u>JA</u> カードローン <u>(およびJAミニカードローン)</u> 利用規定（ただし、当会と <u>JA</u> カードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。		
新:8 旧:7	以 上	以 上		
新:8 旧:7	(<u>2025</u> 年 <u>3</u> 月1日現在)	(<u>2020</u> 年 <u>4</u> 月 1 日現在)		<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:1 旧:1	法人用 <u>IC</u> カード規定	法人用 <u>I C</u> カード規定		<u>変更</u>
新:1 旧:1	<u>1</u> カードの利用	<u>1. (カードの利用)</u>		<u>変更</u>
新:1 旧:1	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行した <u>IC</u> チップを搭載した <u>IC</u> キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行した <u>I C</u> チップを搭載した <u>I C</u> キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。		<u>変更</u>
新:1 旧:1	③ 当会および提携組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用して振込資金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合	③ 当会および提携組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用して振込資金を貯金口座からの振替 <u>え</u> により払戻し、振込の依頼をする場合		<u>変更</u>
新:1 旧:1	④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当会の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替により払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替により払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合	④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当会の振込機を使用して、 <u>カードローンの貸越を受け、または</u> 振込資金を貯金口座からの振替 <u>え</u> により払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替 <u>え</u> により払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合		<u>変更</u>
新:1 旧:1	<u>2</u> 貯金機による入金	<u>2. (貯金機による入金)</u>		<u>変更</u>
新:1 旧:1	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、貯金機にカードまたは通帳（当会および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、貯金機にカードまたは通帳（当会および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。		<u>変更</u>
新:1 旧:1	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当会および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、 <u>1</u> 回あたりの入金は、当会および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当会および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、 <u>1</u> 回あたりの入金は、当会および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。		<u>変更</u>
新:1 旧:2	<u>3</u> 支払機による払戻し	<u>3. (支払機による払戻し)</u>		<u>変更</u>
新:2 旧:2	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。		<u>変更</u>
新:2 旧:2	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または提携組合所定の金額単位とし、 <u>1</u> 回あたりの払戻しは、当会または提携組合の所定の金額の範囲内とします。なお、 <u>1</u> 日あたりの払戻しは当会所定の金額の範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または提携組合所定の金額単位とし、 <u>1</u> 回あたりの払戻しは、当会または提携組合の所定の金額の範囲内とします。なお、 <u>1</u> 日あたりの払戻しは当会所定の金額の範囲内とします。		<u>変更</u>
新:2 旧:2	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 <u>6</u> 条第 <u>1</u> 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 <u>6</u> 条第 <u>1</u> 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。		<u>変更</u>
新:2 旧:2	<u>4</u> カードによる窓口での入金および払戻し	<u>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</u>		<u>変更</u>
新:2 旧:2	(1) カードによる窓口での入金の際は、当会所定の入金票に届出の法人名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。	(1) カードによる窓口での入金の際は、当会 <u>(提携組合の窓口の場合は、その提携組合)</u> 所定の入金票に届出の法人名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。		<u>削除</u>
新:2 旧:2	(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当会所定の払戻請求書に金額および届出の法人名を記入のうえ、カードとともに提出してください。	(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当会所定の払戻請求書に金額および届出の法人名を記入のうえ、カードとともに提出してください。		
新:2 旧:2	なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに <u>したが</u> ってください。	なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに <u>従</u> ってください。		<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:2 旧:2	(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の <u>1</u> 回あたりの限度額は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。	(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の <u>1</u> 回あたりの限度額は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。		<u>変更</u>
新:2 旧:2	(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第 <u>6</u> 条第 <u>1</u> 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。	(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第 <u>6</u> 条第 <u>1</u> 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。		<u>変更</u>
新:2 旧:2	<u>5</u> 振込機による振込	<u>5.</u> (振込機による振込)		<u>変更</u>
新:2 旧:2	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替 <u>え</u> により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。		<u>変更</u>
新:2 旧:2	<u>6</u> 自動機利用手数料等	<u>6.</u> (自動機利用手数料等)		<u>変更</u>
新:3 旧:3	<u>7</u> 代理人による入金・払戻しおよび振込	<u>7.</u> (代理人による入金・払戻しおよび振込)		<u>変更</u>
新:3 旧:3	(1) 代理人 (<u>1</u> 名に限ります。) による貯金の入金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、届出の法人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当会は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。	(1) 代理人 (<u>1</u> 名に限ります。) による貯金の入金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、届出の法人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当会は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。		<u>変更</u>
新:3 旧:3	<u>8</u> 貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い	<u>8.</u> (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)		<u>変更</u>
新:3 旧:3	(3) 前 <u>2</u> 項による入金および払戻しを行う場合には、第 <u>4</u> 条によるものとします。	(3) 前 <u>2</u> 項による入金および払戻しを行う場合には、第 <u>4</u> 条によるものとします。		<u>変更</u>
新:3 旧:3	(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 <u>2</u> 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。	(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 <u>2</u> 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。		<u>変更</u>
新:3 旧:3	<u>9</u> カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	<u>9.</u> (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)		<u>変更</u>
新:3 旧:3	10 カード・暗証の管理等	10. <u>(カード・暗証の管理等)</u>		<u>変更</u>
新:4 旧:4	11 偽造カード等による払戻し	11. <u>(偽造カード等による払戻し)</u>		<u>変更</u>
新:4 旧:4	12 盗難カードによる払戻し	12. <u>(盗難カードによる払戻し)</u>		<u>変更</u>
新:4 旧:4	13 カードの紛失、届出事項の変更等	13. <u>(カードの紛失、届出事項の変更等)</u>		<u>変更</u>
新:4 旧:4	(1) カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当会所定の方法により当会に届出てください。	(1) カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、 <u>暗証</u> その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当会所定の方法により当会に届出てください。		<u>削除</u>
新:4 旧:4	(2) 暗証については、貯金機、支払機、振込機により <u>変更</u> することができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	(2) <u>前項</u> の暗証の <u>変更</u> については、貯金機、支払機、振込機により <u>届出</u> ことができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。		<u>変更</u>
新:4 旧:4	14 カードの再発行等	14. <u>(カードの再発行等)</u>		<u>変更</u>
新:4 旧:4	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカード <u>IC</u> 損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカード <u>IC</u> 損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの		<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
	再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。		
新:4 旧:4	15 貯金機、支払機、振込機への誤入力等	15. <u>(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u>		変更
新:4 旧:4	16 解約、カードの利用停止等	16. <u>(解約、カードの利用停止等)</u>		変更
新:4 旧:5	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、本カードの <u>IC</u> 部分を切断のうえ破棄してください。	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、本カードの <u>IC</u> 部分を切断のうえ破棄してください。		変更
新:5 旧:5	17 譲渡、質入れ等の禁止	17. <u>(譲渡、質入れ等の禁止)</u>		変更
新:5 旧:5	18 規定の適用	18. <u>(規定の適用)</u>		変更
新:5 旧:5	以 上	以 上		
新:5 旧:5	(<u>2025</u> 年 <u>3</u> 月 1 日現在)	(<u>2020</u> 年 <u>4</u> 月 1 日現在)		

Page	改正後	現行	備考	差異
新:1 旧:1	JA カード（一体型）規定	JA カード（一体型）規定		変更
新:1 旧:1	1 JA カード（一体型）	1.（JA カード（一体型）		変更
新:1 旧:1	(1) JA カード（一体型）とは、当会の IC キャッシュカード（ただし「 IC カード規定」所定の代理人カードは除くものとしします。）としての機能（「 IC カード規定」および「デビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下、「 IC キャッシュカード機能」といいます。）と、三菱 UFJ ニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「 JA カード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を 1 枚で提供するカードのことをいうものとしします。なお、 JA カード（一体型）のカード券面には「J A C A R D」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限および IC キャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとしします。	(1) JA カード（一体型）とは、当会の IC キャッシュカード（ただし「 IC カード規定」所定の代理人カードは除くものとしします。）としての機能（「 IC カード規定」および「デビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下、「 I C キャッシュカード機能」といいます。）と、三菱 UF J ニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「 JA カード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を 1 枚で提供するカードのことをいうものとしします。なお、 JA カード（一体型）のカード券面には「J A C A R D」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限および I C キャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとしします。		変更
新:1 旧:1	(2) JA カード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」のうち JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）、 IC カード規定」、「デビットカード取引規定」、「 JA カード（一体型）会員規約」および「 JA カード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当会および当社所定の方法にて入会を申し込み、当会および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、 1 枚のみ発行されるものとしします。	(2) JA カード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」、 「営農貯金規定」 のうち JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）、 I C カード規定」、「デビットカード取引規定」、「 JA カード（一体型）会員規約」および「 JA カード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当会および当社所定の方法にて入会を申し込み、当会および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、 1 枚のみ発行されるものとしします。		変更
新:1 旧:1	(3) JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座は、当該 JA カード（一体型）の貯金口座とするものとしします。	(3) JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座は、当該 JA カード（一体型）の貯金口座とするものとしします。		変更
新:1 旧:1	2 JA カード（一体型）の貸与および譲渡等の禁止	2.（JA カード（一体型）の貸与および譲渡等の禁止		変更
新:1 旧:1	(1) JA カード（一体型）の所有権は、当会および当社に帰属するものとし、利用者に貸与されるものとしします。	(1) JA カード（一体型）の所有権は、当会および当社に帰属するものとし、利用者に貸与されるものとしします。		変更
新:1 旧:1	(2) 利用者は、 JA カード（一体型）の使用と管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、 JA カード（一体型）を第三者に貸与、質入れ、譲渡等その占有を第三者に移転することは一切できません。	(2) 利用者は、 JA カード（一体型）の使用と管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、 JA カード（一体型）を第三者に貸与、質入れ、譲渡等その占有を第三者に移転することは一切できません。		変更
新:1 旧:1	(3) 利用者は、 JA カード（一体型）を貸与されたときは直ちに当該カードの所定の署名欄に自署するものとしします。	(3) 利用者は、 JA カード（一体型）を貸与されたときは直ちに当該カードの所定の署名欄に自署するものとしします。		変更
新:2 旧:2	3 JA カード（一体型）の取扱い	3.（JA カード（一体型）の取 り 扱い		変更
新:2 旧:2	(1) 利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）において JA カード（一体型）を利用する場合は、 JA カード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示に したが って、 IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとしします。	(1) 利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）において JA カード（一体型）を利用する場合は、 JA カード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示に 従 って、 I C キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとしします。		変更
新:2 旧:2	(2) 利用者が、 JA カード（一体型）のデビットカードとしての機能（「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。）およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において JA カード（一体型）を利用してショッピングを行う場合には、 JA カード（一体型）提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとしします。	(2) 利用者が、 JA カード（一体型）のデビットカードとしての機能（「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。）およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において JA カード（一体型）を利用してショッピングを行う場合には、 JA カード（一体型）提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとしします。		変更
新:2 旧:2	(3) 第 1 項および第 2 項において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取り引きに基づく債務についての支払義務を免れないものとしします。	(3) 第 1 項および第 2 項において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取り引きに基づく債務についての支払義務を免れないものとしします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:2 旧:2	4 有効期限	4. (有効期限)		変更
新:2 旧:2	(1) JA カード（一体型）におけるクレジットカード機能の有効期限（以下、「有効期限」といいます。）は当社が指定するものとし、 JA カード（一体型）表面に表示した月の末日までとします。	(1) JA カード（一体型）におけるクレジットカード機能の有効期限（以下、「有効期限」といいます。）は当社が指定するものとし、 JA カード（一体型）表面に表示した月の末日までとします。		変更
新:2 旧:2	(2) 有効期限までにクレジットカード機能退会の申し出がない利用者と、かつ、当社が引き続き利用者として承認する場合、有効期限を更新した新たな JA カード（一体型）（以下、「新カード」といいます。）が発行・貸与されるものとします。	(2) 有効期限までにクレジットカード機能退会の申し出がない利用者と、かつ、当社が引き続き利用者として承認する場合、有効期限を更新した新たな JA カード（一体型）（以下、「新カード」といいます。）が発行・貸与されるものとします。		変更
新:2 旧:2	(3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当会が「 IC カード規定」および「デビットカード取引規定」により発行される IC キャッシュカード（以下、「 IC キャッシュカード」といいます。）を発行し貸与するものとします。	(3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当会が「 IC カード規定」および「デビットカード取引規定」により発行される IC キャッシュカード（以下、「 IC キャッシュカード」といいます。）を発行し貸与するものとします。		変更
新:2 旧:2	(4) 第 2 項で利用者が新カードの交付を受けた場合は、新カードを初めて自動機に挿入して貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等を行った時点、あるいはデビットカードとしての機能を使用した時点で、それまでご利用中の JA カード（一体型）（以下、「旧カード」といいます。）の使用ができなくなります。また、新カードを使用しない場合でも、旧カードは当該カードに印字されている有効期限後に、当該カードの使用ができなくなります。	(4) 第 2 項で利用者が新カードの交付を受けた場合は、新カードを初めて自動機に挿入して貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等を行った時点、あるいはデビットカードとしての機能を使用した時点で、それまでご利用中の JA カード（一体型）（以下、「旧カード」といいます。）の使用ができなくなります。また、新カードを使用しない場合でも、旧カードは当該カードに印字されている有効期限後に、当該カードの使用ができなくなります。		変更
新:2 旧:2	(5) 第 4 項により使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。	(5) 第 4 項により使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:3 旧:3	5 JA カード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担	5. (JA カード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担)		変更
新:3 旧:3	(1) 万一利用者が、 JA カード（一体型）を盗難、詐取もしくは横領（以下、「盗難」といいます。）され、または紛失した場合は、速やかに当会および当社それぞれに電話等により届出のうえ、最寄りの警察署へお届けいただくものとします。	(1) 万一利用者が、 JA カード（一体型）を盗難、詐取もしくは横領（以下、「盗難」といいます。）され、または紛失した場合は、速やかに当会および当社それぞれに電話等により届出のうえ、最寄りの警察署へお届けいただくものとします。		変更
新:3 旧:3	(2) 盗難・紛失の通知を当会が受けた場合には、当会が IC キャッシュカード機能を停止するものとします。また、盗難・紛失の通知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停止するものとします。	(2) 盗難・紛失の通知を当会が受けた場合には、当会が IC キャッシュカード機能を停止するものとします。また、盗難・紛失の通知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停止するものとします。		変更
新:3 旧:3	(3) 第 2 項にかかわらず、当会および当社のいずれかに通知があった場合は、任意に当会が IC キャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができます。これに伴う不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。	(3) 第 2 項にかかわらず、当会および当社のいずれかに通知があった場合は、任意に当会が IC キャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができます。これに伴う不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:3 旧:3	(4) 利用者は、 JA カード（一体型）が盗難・紛失にあった場合には、第 1 項の通知の他、当会に所定の書面により届出を行わなければなりません。	(4) 利用者は、 JA カード（一体型）が盗難・紛失にあった場合には、第 1 項の通知の他、当会に所定の書面により届出を行わなければなりません。		変更
新:3 旧:3	(5) 盗難・紛失により被る損害については、 IC キャッシュカード機能に関わる損害については「 IC カード規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については「 JA カード（一体型）会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。	(5) 盗難・紛失により被る損害については、 IC キャッシュカード機能に関わる損害については「 IC カード規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については「 JA カード（一体型）会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。		変更
新:3 旧:3	6 届出事項の変更	6. (届出事項の変更)		変更
新:3 旧:3	(1) 利用者が届け出た氏名、勤務先、住所等に変更があった場合、もしくは JA カード（一体型）の決済口座の変更を希望する場合には、利用者はただちに当会あて所定の届出用紙により手続きをしていただきます。利用者が届け出た変更事項は当会から当社へ送付し、これをもって「 JA カード（一体型）会員規約」に定める届出があったものとします。	(1) 利用者が届け出た氏名、勤務先、住所等に変更があった場合、もしくは JA カード（一体型）の決済口座の変更を希望する場合には、利用者はただちに当会あて所定の届出用紙により手続きをしていただきます。利用者が届け出た変更事項は当会から当社へ送付し、これをもって「 JA カード（一体型）会員規約」に定める届出があったものとします。		変更
新:3 旧:3	(2) JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能にかかる暗証番号を変更する場合には、利用者は当会に所定の手続きを行うものとします。また、クレジットカード機能にかかる暗証番号を変更する場合には、利用者は当社に所定の書面により	(2) JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能にかかる暗証番号を変更する場合には、利用者は当会に所定の手続きを行うものとします。また、クレジットカード機能にかかる暗証番号を変更する場合には、利用者は当社に所定の書面に		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	届出を行うものとします。	より届出を行うものとします。		
新:3 旧:3	(3) 第1項のうち氏名に変更があった場合、もしくは JA カード（一体型）の決済口座の変更を希望する場合には、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。	(3) 第1項のうち氏名に変更があった場合、もしくは JA カード（一体型）の決済口座の変更を希望する場合には、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。		変更
新:3 旧:3	(4) 第2項のうち、クレジットカード機能にかかる暗証番号を変更する場合は、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。	(4) 第2項のうち、クレジットカード機能にかかる暗証番号を変更する場合は、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。		変更
新:3 旧:3	7. JA カード（一体型）の機能分離等	7.（JA カード（一体型）の機能分離等）		変更
新:3 旧:3	(1) 利用者は、 JA カード（一体型）について次のことを行う場合には、当会あて所定の届出用紙により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した届出については、当会から当社に送付し、これをもって本項に定める申込または届出があったものとします。なお、この場合、 JA カード（一体型）を分離するか、 JA カード（一体型）の機能のいずれか一方または双方が利用できなくなる場合があります。	(1) 利用者は、 JA カード（一体型）について次のことを行う場合には、当会あて所定の届出用紙により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した届出については、当会から当社に送付し、これをもって本項に定める申込または届出があったものとします。なお、この場合、 JA カード（一体型）を分離するか、 JA カード（一体型）の機能のいずれか一方または双方が利用できなくなる場合があります。		変更
新:4 旧:4	① JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、 IC キャッシュカードと「 NICOSカード会員規約 、 JAカード会員特約 、 JAカード「個人情報の取扱いに関する特約 」、 ロードアシスタンスサービス規定 」により定められたクレジットカード機能のみを有する JA カード（以下、「 JA カード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合	① JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、 IC キャッシュカードと「 JAカード会員規約 」により定められたクレジットカード機能のみを有する JA カード（以下、「 JA カード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合		変更
新:4 旧:4	② JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能の利用を取りやめ、 JA カードのみ発行を希望する場合	② JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能の利用を取りやめ、 JA カードのみ発行を希望する場合		変更
新:4 旧:4	③ JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカードのみ発行を希望する場合	③ JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカードのみ発行を希望する場合		変更
新:4 旧:4	④ JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取りやめる場合	④ JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取りやめる場合		変更
新:4 旧:4	⑤決済口座を、当会以外の JA カード（一体型）を扱う組合または連合会の口座に変更する場合	⑤決済口座を、当会以外の JA カード（一体型）を扱う組合または連合会の口座に変更する場合		変更
新:4 旧:4	⑥決済口座を、 JA カード（一体型）を扱わない他の金融機関の口座に変更する場合	⑥決済口座を、 JA カード（一体型）を扱わない他の金融機関の口座に変更する場合		変更
新:4 旧:4	(2) 第1項のうち、②、④、⑦の場合は、当該 JA カード（一体型）は当会に提出するものとし、②の場合に、新たに JA カードが交付されるまでの間、利用者はクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。	(2) 第1項のうち、②、④、⑦の場合は、当該 JA カード（一体型）は当会に提出するものとし、②の場合に、新たに JA カードが交付されるまでの間、利用者はクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:4 旧:4	(3) 第1項のうち、①、③、⑤、⑥については、 IC キャッシュカードを発行し貸与するものとします。	(3) 第1項のうち、①、③、⑤、⑥については、 IC キャッシュカードを発行し貸与するものとします。		変更
新:4 旧:4	(4) 第1項のうち、①、②、⑥、⑦については、利用者が当社所定の方法により、 JA カードの発行の申込をし、当社が審査のうえ承認した場合には、 JA カードを発行し貸与するものとします。	(4) 第1項のうち、①、②、⑥、⑦については、利用者が当社所定の方法により、 JA カードの発行の申込をし、当社が審査のうえ承認した場合には、 JA カードを発行し貸与するものとします。		変更
新:4 旧:4	8. JA カード（一体型）の種別変更等	8.（JA カード（一体型）の種別変更等）		変更
新:4 旧:4	(1) 利用者は、 JA カード（一体型）のクレジットカード機能のうち、種別の変更を希望する場合には、当会あて所定の届出用紙により申込を行うものとします。利用者が提出した届出の全部または一部については、当会から当社に送付し、これをもって種別の変更の申込が当社にあったものとします。	(1) 利用者は、 JA カード（一体型）のクレジットカード機能のうち、種別の変更を希望する場合には、当会あて所定の届出用紙により申込を行うものとします。利用者が提出した届出の全部または一部については、当会から当社に送付し、これをもって種別の変更の申込が当社にあったものとします。		変更
新:4 旧:4	(2) 第1項により新たに JA カード（一体型）が交付されることで、使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当会および当社は	(2) 第1項により新たに JA カード（一体型）が交付されることで、使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当会および当社は		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	責任を負わないものとします。	は責任を負わないものとします。		
新:5 旧:5	<u>9</u> クレジットカード機能の利用停止等と返却	<u>9.</u> (クレジットカード機能の利用停止等と返却)		変更
新:5 旧:5	(1) 利用者が「本規定」もしくは「 <u>JA</u> カード（一体型）会員規約」に違反した場合、その他当社が利用者として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告せずしてクレジットカード機能の利用停止または会員資格を取り消すことができるものとします。	(1) 利用者が「本規定」もしくは「 <u>JA</u> カード（一体型）会員規約」に違反した場合、その他当社が利用者として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告せずしてクレジットカード機能の利用停止または会員資格を取り消すことができるものとします。		変更
新:5 旧:5	(2) 当社が第 <u>1</u> 項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者は <u>JA</u> カード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、 <u>JA</u> カード（一体型）を当社に返却後に、当会は <u>IC</u> キャッシュカード等当会所定のカードを発行し貸与するものとします。	(2) 当社が第 <u>1</u> 項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者は <u>JA</u> カード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、 <u>JA</u> カード（一体型）を当社に返却後に、当会は <u>IC</u> キャッシュカード等当会所定のカードを発行し貸与するものとします。		変更
新:5 旧:5	(3) 第 <u>2</u> 項の場合、新たに <u>IC</u> キャッシュカードが交付されるまでの間、利用者は <u>IC</u> キャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。	(3) 第 <u>2</u> 項の場合、新たに <u>IC</u> キャッシュカードが交付されるまでの間、利用者は <u>IC</u> キャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:5 旧:5	(4) 会員資格の取り消しを行った場合には、当会および当社はそれぞれの判断で利用者に事情の通知・催告等を行うことなく当会および当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、 <u>JA</u> カード（一体型）を回収することができるものとします。利用者は当会、または当社のどちらか一方からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。	(4) 会員資格の取り消しを行った場合には、当会および当社はそれぞれの判断で利用者に事情の通知・催告等を行うことなく当会および当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、 <u>JA</u> カード（一体型）を回収することができるものとします。利用者は当会、または当社のどちらか一方からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。		変更
新:5 旧:5	10__カードの再発行等	10. <u>__</u> (カードの再発行等)		変更
新:5 旧:5	(1) <u>JA</u> カード（一体型）の再発行もしくは第 <u>5</u> 条、第 <u>6</u> 条第 <u>3</u> 項および第 <u>4</u> 項による再発行を申し込むときは、当会あて所定の届出用紙を提出するものとします。利用者が提出した届出については、当会から当社に送付し、これをもって本項および「 <u>JA</u> カード（一体型）会員規約」に定める届出があったものとします。	(1) <u>JA</u> カード（一体型）の再発行もしくは第 <u>5</u> 条、第 <u>6</u> 条第 <u>3</u> 項および第 <u>4</u> 項による再発行を申し込むときは、当会あて所定の届出用紙を提出するものとします。利用者が提出した届出については、当会から当社に送付し、これをもって本項および「 <u>JA</u> カード（一体型）会員規約」に定める届出があったものとします。		変更
新:5 旧:5	(2) 当会および当社が、第 <u>1</u> 項に定めるカードの再発行に応じるときは、当会および当社が所定の手続きをした後に再発行します。	(2) 当会および当社が、第 <u>1</u> 項に定めるカードの再発行に応じるときは、当会および当社が所定の手続きをした後に再発行します。		変更
新:5 旧:5	(3) 第 <u>1</u> 項によりカードが再発行される場合には、利用者は当会および当社所定の再発行手数料請求があった場合は、当該請求金額を支払うものとします。	(3) 第 <u>1</u> 項によりカードが再発行される場合には、利用者は当会および当社所定の再発行手数料請求があった場合は、当該請求金額を支払うものとします。		変更
新:5 旧:5	11__店舗統廃合	11. <u>__</u> (店舗統廃合)		変更
新:5 旧:5	(1) 当会が店舗統廃合を行った場合には、新たに <u>JA</u> カード（一体型）もしくは <u>IC</u> キャッシュカード（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」といいます。）を発行し貸与することがあります。	(1) 当会が店舗統廃合を行った場合には、新たに <u>JA</u> カード（一体型）もしくは <u>IC</u> キャッシュカード（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」といいます。）を発行し貸与することがあります。		変更
新:5 旧:5	(2) 第 <u>1</u> 項で利用者が店舗統廃合に伴う新カードの交付を受けた場合は、これらのカードを初めて自動機に挿入して貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等を行った時点、あるいはデビットカードとしての機能を使用した時点で、それまでご利用中の旧カードの使用ができなくなります。また、店舗統廃合に伴う新カードを使用しない場合でも、旧カードは当該カードに印字されている有効期限後に、当該カードの使用ができなくなります。	(2) 第 <u>1</u> 項で利用者が店舗統廃合に伴う新カードの交付を受けた場合は、これらのカードを初めて自動機に挿入して貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等を行った時点、あるいはデビットカードとしての機能を使用した時点で、それまでご利用中の旧カードの使用ができなくなります。また、店舗統廃合に伴う新カードを使用しない場合でも、旧カードは当該カードに印字されている有効期限後に、当該カードの使用ができなくなります。		変更
新:5 旧:5	(3) 第 <u>2</u> 項により使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。	(3) 第 <u>2</u> 項により使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:6 旧:6	12__情報の管理および同意	12. <u>__</u> (情報の管理および同意)		変更
新:6 旧:6	(1) 利用者は、 <u>JA</u> カード（一体型）の発行に関する業務上必要な範囲で、当会および当社が業務を委託する第三者に対し、 <u>JA</u> カード（一体型）に表示または記録される当該利用者に関する情報の預託がなされることについて、あらかじめ同意す	(1) 利用者は、 <u>JA</u> カード（一体型）の発行に関する業務上必要な範囲で、当会および当社が業務を委託する第三者に対し、 <u>JA</u> カード（一体型）に表示または記録される当該利用者に関する情報の預託がなされることについて、あらかじめ同意す		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	るものとします。	るものとします。		
新:6 旧:6	(2) 利用者は、 JA カード（一体型）の発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当会および当社で当該利用者の属性情報（当該利用者が当会および当社に対し JA カード（一体型）申込時に申込書等により届け出た情報および第 6 条に基づいて届け出た情報をさすものとします。）、 JA カード（一体型）の機能の全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 2 項記載の事項、関連規定、「 IC カード規定」、「デビットカード取引規定」または「 JA カード（一体型）会員規約」に違反した事実等）の共有がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。	(2) 利用者は、 JA カード（一体型）の発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当会および当社で当該利用者の属性情報（当該利用者が当会および当社に対し JA カード（一体型）申込時に申込書等により届け出た情報および第 6 条に基づいて届け出た情報をさすものとします。）、 JA カード（一体型）の機能の全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 2 項記載の事項、関連規定、「 IC カード規定」、「デビットカード取引規定」または「 JA カード（一体型）会員規約」に違反した事実等）の共有がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。		変更
新:6 旧:6	(3) 当会、当社および業務を委託する第三者は、利用者情報に関するプライバシー保護について十分注意を払うものとします。	(3) 当会、当社および業務を委託する第三者は、利用者情報に関するプライバシー保護について十分注意を払うものとします。		
新:6 旧:6	13__規約および規定の準用	13. _ (規約および規定の準用) _		変更
新:6 旧:6	「本規定」に特段の定めがない場合は、 JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能については関連規定、「 IC カード規定」、「デビットカード取引規定」を、クレジットカード機能については「 JA カード（一体型）会員規約」を準用するものとします。	「本規定」に特段の定めがない場合は、 JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能については関連規定、「 IC カード規定」、「デビットカード取引規定」を、クレジットカード機能については「 JA カード（一体型）会員規約」を準用するものとします。		変更
新:6 旧:6	また、「本規定」と関連規定、「 IC カード規定」、「デビットカード取引規定」または「 JA カード（一体型）会員規約」の内容が両立しない場合は、「本規定」が優先的に適用されるものとします。	また、「本規定」と関連規定、「 IC カード規定」、「デビットカード取引規定」または「 JA カード（一体型）会員規約」の内容が両立しない場合は、「本規定」が優先的に適用されるものとします。		変更
新:6 旧:6	14__本規定の変更	14. _ (「本規定」の変更) _		変更
新:6 旧:6	以 上	以 上		
新:6 旧:6	(2025 年 3 月 1 日現在)	(2020 年 4 月 1 日現在)		変更

当座勘定規定

1. ～6. (省略)

7. (手形、小切手の支払等)

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当会所定の払戻請求書を使用してください。

(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8. ～16. (省略)

17. (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18. ～32. (省略)

以上
(2025年4月1日現在)

当座勘定規定

1. ～6. (省略)

7. (手形、小切手の支払(追加))

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手(追加)を使用してください。

(追加)

8. ～16. (省略)

17. (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手、(追加)または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、(追加)、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18. ～32. (省略)

以上
(2022年11月4日現在)

普通貯金規定

1. ～9. (省略)

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (または暗証の届出がある場合には暗証) を届出の印鑑 (または暗証の届出がある場合には暗証) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。

11. (キャッシュカード)

- (1) この貯金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器により J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。J A ネットバンク、J A バンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認した場合、その他当会所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当会 J A ネットバンク利用規定、J A バンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当会の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

12. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) (省略)
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を 第10条 本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)～(7) (省略)

普通貯金規定

1. ～9. (省略)

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (追加) を届出の印鑑 (追加) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

(新設)

11. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) (省略)
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を 前条 本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)～(7) (省略)

13. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略)**14. (取引の制限等) (省略)****15. (解約等)**

- (1) (省略)
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この貯金の貯金者が**第13条**第1項に違反した場合
 - ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
 - ⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合
- (3)～(5) (省略)

16. (通知等) (省略)**17. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)****18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや**第21条**に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）
- ②～⑤ (省略)

19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① **第18条**に掲げる異動が最後にあった日
 - ②～④ (省略)
- (2) (省略)

12. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略)**13. (取引の制限等) (省略)****14. (解約等)**

- (1) (省略)
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この貯金の貯金者が**第12条**第1項に違反した場合
 - ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
 - ⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合
- (3)～(5) (省略)

15. (通知等) (省略)**16. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)****17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや**第20条**に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）
- ②～⑤ (省略)

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① **第17条**に掲げる異動が最後にあった日
 - ②～④ (省略)
- (2) (省略)

20.（休眠預金等代替金に関する取扱い）（省略）21.（未利用口座管理手数料）

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が 0 円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が 0 円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 1 5 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

22.（規定の変更等）（省略）

以 上
(2025 年 4 月 1 日現在)

19.（休眠預金等代替金に関する取扱い）（省略）20.（未利用口座管理手数料）

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が 0 円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が 0 円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 1 4 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

21.（規定の変更等）（省略）

以 上
(2024 年 4 月 1 日現在)

総合口座取引規定

1. ～11. (省略)

12. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 (または暗証の届出がある場合には暗証) を届出の印鑑 (または暗証の届出がある場合には暗証) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. ～23. (省略)

以 上

(2025 年 4 月 1 日現在)

総合口座取引規定

1. ～11. (省略)

12. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 (追加) を届出の印鑑 (追加) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. ～23. (省略)

以 上

(2024 年 4 月 1 日現在)

普通貯金無利息型（決済用）規定

1. ～9. （省略）

10. （印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証の届出がある場合には暗証）を届出の印鑑（または暗証の届出がある場合には暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。

11. （キャッシュカード）

- (1) この貯金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器によりJAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。JAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認した場合、その他当会所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当会JAネットバンク利用規定、JAバンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当会の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

12. （盗難通帳による払戻し等）

- (1) （省略）
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第10条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)～(7) （省略）

普通貯金無利息型（決済用）規定

1. ～9. （省略）

10. （印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（追加）を届出の印鑑（追加）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

（新設）11. （盗難通帳による払戻し等）

- (1) （省略）
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)～(7) （省略）

13. （譲渡、質入れ等の禁止） （省略）14. （取引の制限等） （省略）15. （解約等）

- (1) （省略）
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この貯金の貯金者が第13条第1項に違反した場合
 - ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
 - ⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合
- (3)～(5) （省略）

16. （通知等） （省略）17. （保険事故発生時における貯金者からの相殺） （省略）18. （休眠預金等活用法に係る異動事由）

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや第21条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）
- ②～⑤ （省略）

19. （休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第18条に掲げる異動が最後にあった日
 - ②～④ （省略）
- (2) （省略）

20. （休眠預金等代替金に関する取扱い） （省略）12. （譲渡、質入れ等の禁止） （省略）13. （取引の制限等） （省略）14. （解約等）

- (1) （省略）
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
 - ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
 - ⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合
- (3)～(5) （省略）

15. （通知等） （省略）16. （保険事故発生時における貯金者からの相殺） （省略）17. （休眠預金等活用法に係る異動事由）

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや第20条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）
- ②～⑤ （省略）

18. （休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第17条に掲げる異動が最後にあった日
 - ②～④ （省略）
- (2) （省略）

19. （休眠預金等代替金に関する取扱い） （省略）

21. (未利用口座管理手数料)

- (1)～(3) (省略)
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 1 5 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5)～(6) (省略)

22. (規定の変更等) (省略)

以 上
(2025 年 4 月 1 日現在)

20. (未利用口座管理手数料)

- (1)～(3) (省略)
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 14 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとする。
- (5)～(6) (省略)

21. (規定の変更等) (省略)

以 上
(2024 年 4 月 1 日現在)

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1. ～11. （省略）

1 2. （印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 （または暗証の届出がある場合には暗証） を届出の印鑑 （または暗証の届出がある場合には暗証） と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. ～2 3. （省略）

以 上
(2025 年 4 月 1 日現在)

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1. ～11. （省略）

1 2. （印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 （追加） を届出の印鑑 （追加） と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

1 3. ～2 3. （省略）

以 上
(2024 年 4 月 1 日現在)

当座勘定規定（正会員および系統機関用）

1. ～6. （省略）

7. （手形、小切手の支払等）

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当会所定の払戻請求書を使用してください。

(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8. ～15. （省略）

16. （印鑑照合等）

- (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

17. ～31. （省略）

以上
(2025年4月1日現在)

当座勘定規定（正会員および系統機関用）

1. ～6. （省略）

7. （手形、小切手の支払(追加)）

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手(追加)を使用してください。

(追加)

8. ～15. （省略）

16. （印鑑照合等）

- (1) 手形、小切手、(追加)または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、(追加)、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

17. ～31. （省略）

以上
(2022年11月4日現在)

当座勘定規定（正会員および系統機関用無利息型）

1. ～6. （省略）

7. （手形、小切手の支払等）

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当会所定の払戻請求書を使用してください。

(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8. ～15. （省略）

16. （印鑑照合等）

- (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

17. ～31. （省略）

以上
(2025年4月1日現在)

当座勘定規定（正会員および系統機関用無利息型）

1. ～6. （省略）

7. （手形、小切手の支払(追加)）

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手(追加)を使用してください。

(追加)

8. ～15. （省略）

16. （印鑑照合等）

- (1) 手形、小切手、(追加)または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、(追加)、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

17. ～31. （省略）

以上
(2022年11月4日現在)